

あんしんノート 活用ガイド



～はじめに～

～親の記録～

親の記録は、障害のあるご本人が親に何か不測なことが生じたとき困らないように、関係者に伝えることを念頭に項目を作成しています。「わたしの記録」以上に個人情報が多く、むやみやたらに公開できない大切な記録です。取り扱いには十分注意しながら、作成したことを、ご本人の関係者には伝えておくことも大切だと考えます。誰に、どう伝えるかも含めてご家族と相談し、ページによっては父と母とで、別々に記載し、年に一回取り出して、この記録について家族で話ができるといいなと思います。

障害のあるご本人はもとより、ごきょうだいやご親せきへのメッセージにもなるでしょう。

利用の仕方については、それぞれのご家族の状況に応じて柔軟に項目を加えたり、削除してお使い下さい。



使 い 方 ~その1~ 保護者の記録

- * 記入日・記入者の項目は、関係者が利用する時の参考になります。
- * 本籍地は、財産相続などの手続きの際の本人の証明となる戸籍に関する調査に必要です。
- * 相続の手続きの時は、過去の戸籍をさかのぼって取り寄せなければなりません。「戸籍の附表」には住所の異動の記録がされているので音信不通の相続人を探すのに役立ちます。
- * 保護者の記録⇒連絡が確実にとれる所から、順番に番号を振っておくといいでしょう。例えば①父の携帯②勤務先③自宅・・・などなど
- * きょうだい⇒きょうだいがいない場合は、きょうだい同様の付き合いがあるいとこやおじ・おば、などを但し書きで書いて記載し、親族のページ⇒5 ページに詳細を記載してもいいでしょう。その場合も順位番号を振るといいでしょう。

* 保険証・介護保険の情報 2 ページ

- * 保険証のコピーや介護保険の書類のコピーを添付し、支払方法などを記載しておくとう便利です。
- * また、持病などがあり主治医のいる場合や、かかりつけのホームドクター等がいる場合は、ご本人の場合と同様に診察券などのコピーも添付しておくのもいいと思います。
- * 介護保険を利用している場合は、居宅事業所情報や利用状況も事業所からの書類をまとめて添付しておくといいでしょう。
- * 医療機関へのご希望などがある場合も、このページに添付しておくとうわかりやすいと思います。

* 親しい友人・相談している人 3 ページ

- * つながりというのは、例えば障害児の親の会の仲間とか、子どもたちの学校時代の親の仲間、町内会、サークル、習い事、学生時代の友人などをイメージしています。
- * 連絡の順番や、どんな時に連絡して欲しいかなどの希望があれば書き加えて下さい。蛍光ペンなどでわかりやすく伝えるのもいいでしょう。



使 い 方 ~その2~ 親のわがい

成年後見等の選任

4 ページ

- * 成年後見制度についての詳細な資料は、別に用意できますので必要な方はご連絡下さい。
このページはすでに成年後見制度を利用中もしくは利用を考えている方がご記入いただくためのページです。
- * 成年後見制度を利用中の方は、申請書類のコピーを添付してもいいでしょう。
- * 親族の氏名の欄は、子どもの事を知っていて、親の代わりになれそうな人から順番に番号を付けておくのも関係者にとって分かりやすいと思います。

～任意後見制度について～

- * 横浜市の各区社会福祉協議会あんしんセンターでも福祉サービスの利用援助、定期訪問、金銭管理サービスと預金通帳などの財産関係書等預かりサービスを行っています⇒利用料が、所得に応じて発生します。
- * 自分が希望する将来の暮らし方を、自分の選んだ「任意後見人」に実現してもらうことができます。
- * 任意後見人は、特に資格などは必要ありません。信頼できる知人にも依頼できます。後見人予定者と相談しながら「任意後見契約」を公証役場で作成します。将来判断能力が衰えたら、後見人に何をしてほしいか、詳細を記載し契約書を作成します。財産管理、生活費に関すること、医療、介護等に関すること、住居に関することなどを依頼できます。
- * 判断能力が衰えたら、後見人予定者は家庭裁判所に「任意後見」の開始の申し立てをします。後見人は契約のある事柄を本人の為に行います。後見人は、家庭裁判所が選任した「任意後見監督人」に監督されます。

～遺言書の作成～

- * 障害のある人に財産を残したい場合、法定後見制度を使わずに、遺言で後を託す方法もあります。
- * 公証役場で公正証書遺言書を作成します。ご本人の状況を配慮した内容にしましょう。その遺言どおりに実行してくれる役目の遺言執行者(この場合、信

頼って任せられる人なら、親族でも友人でも可能です)

～遺言書の作り方～

* 遺言書には、自分で書く「自筆証書遺言」と、「公正証書遺言」があります。

～自筆証書遺言～

* 遺言書の全文を自筆で書く（代筆やパソコンは×）用紙や筆記用具に決まりはありません。

* 日付を明確に書く

* 印鑑を押す（実印でなくてもよい）

* 氏名を自分で書く

* 間違えた場合は訂正せずに、全てを新しく書きなおす

注意点

* トラブルになりやすい欠点がある⇒不備による無効、誰かが隠す、発見されない、内容が不明確などなど・・・

* 遺言書の執行は、家庭裁判所に持参し検認手続を得てからになり、時間と手間がかかります。

～公正証書遺言～

* 公証人に内容を伝えて、遺言書を作成してもらいます。公証人は、出張もしてくれます。検認の必要はなく、すぐ相続の手続きに入れます。費用は発生しますが、安全で、確実な遺言が作成できます。公証役場は横浜市では関内、横浜駅西口、鶴見、上大岡など7か所あります。

横浜地方法務局 045-641-7461 などでお問い合わせください。

* 特別障害者（重度の心身障害者）のご本人が安定した生活が送れるように、家族などが財産を信託銀行等に信託する制度もあります⇒特定贈与信託
～特定贈与信託～

信託銀行等から、ご本人に定期的にお金を渡してもらうことができます。

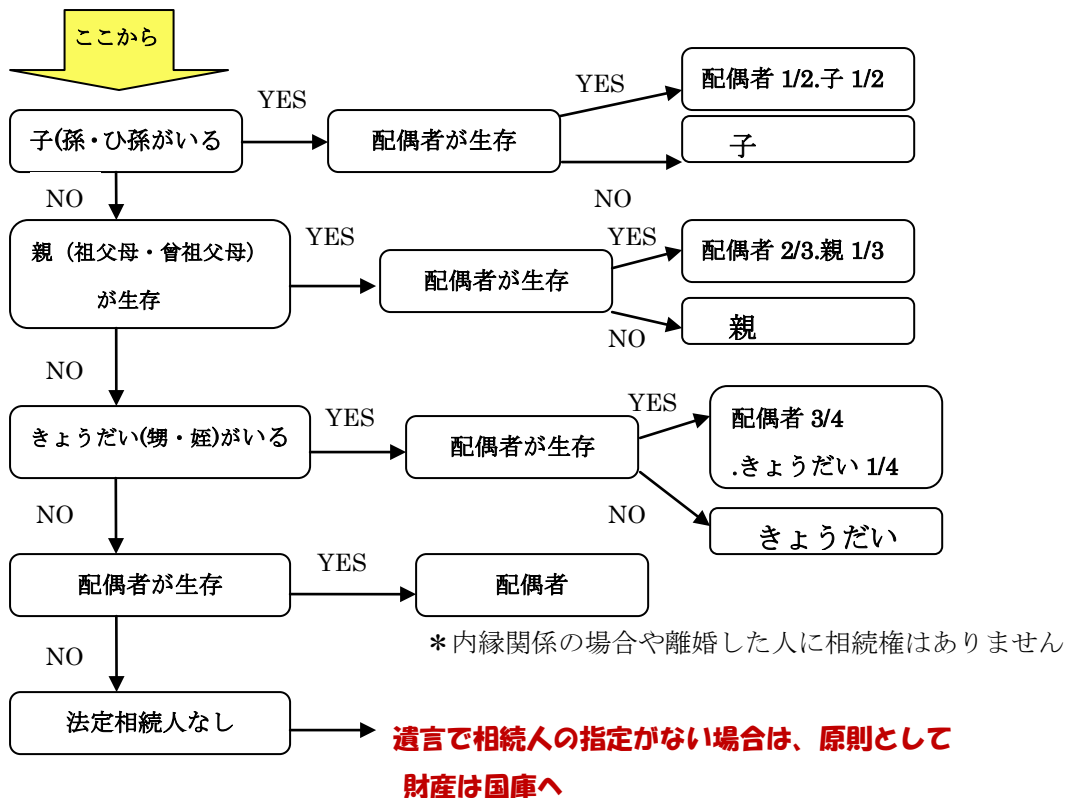
この制度では、6000万円まで贈与税がかかりません。

詳細は、各信託銀行でお問い合わせください。

受益者(障害のある本人)の行為能力との関係で、成年後見人等が必要になる場合があります。

あなたの法定相続人は？～法定相続人と法定相続分～

YES&NO で進んで下さい



*養子、養親を含む*非嫡出子の相続分は嫡出子の 1/2

*子や親、きょうだいが複数いる場合は、均等配分(子全体が 1/2 で子が 2 人ならそれぞれ 1/4 ずつ)

～生前贈与について～

贈与する相手と金額は自由ですが、1 年間に 110 万円を超える財産を受け取ると贈与税を納めることとなります。

～子どもへの贈与～

住宅資金や教育資金を渡すための税制上の優遇措置として、相続時精算課税制度があります。この制度を利用すると、いずれ子どもが受け取る遺産を親が活着している間に一定額まで非課税で渡すことができます。

～妻への感謝として自宅を贈与～

自宅を妻に贈与する場合は、婚姻期間が 20 年以上等の一定の条件下で評価額 2000 万円まで税金がかからない特例があります。但し、登記費用は必要です。



使 い 方 ~その3~ 資産について 6~10 ページ

- *このページは、覚書としてお使い下さい。解約や、訂正をした場合は二重線で削除し、訂正を加えた日時を記入しておくとうわかりやすいです。最近ではパソコンを利用して、資産の一覧表を作成したり、ネットバンキングを活用している方も多いと思います。その場合、パスワードやログインID等が必要になる場合もあります。パソコンのデータを添付したり、パスワード等をノートに残しておくのも一案です。

~亡くなった方のお金を引き出すには~

金融機関は、人が亡くなったことが分かった時点で、その人の預金口座を凍結し、お金の出し入れができなくなります。故人の口座からお金を引き出すには、法律で決められた相続人全員の同意が必要です。相続人を調べるには、故人の出生から死亡まで時系列でつながった戸籍謄本が必要です。そのためにも家系図⇒15 ページを書いておくといいでしょう。



使 い 方 ~その4~ 保険について 7~8 ページ

- *保険証券の保管場所は一つのファイルにまとめておくと、イザと言う時あわてずに手続きが出来ます。

ヒント! ~死亡保険金の税金~

- *被保険者と契約者が同じで、死亡保険金の受取人が配偶者や子ども等の場合死亡保険金には一人につき500万円までの生命保険金控除があり、その範囲内なら非課税です。例：法定相続人が妻と子ども二人の場合合計1500万円までは非課税です。



使 い 方 ~その5~ 年金について 9 ページ

- *年金加入記録や見込み額の書類が届いたら、年金手帳とともに大切に保管しましょう。年金を受給している人は、毎年送られる年金額のはがきを一緒

に保管しておくといいでしょう。

その他、企業年金や民間の個人年金についても書きだしておきましょう。

ヒント! ~遺族年金について~

- * 遺族年金の請求は日本年金機構の年金事務所で行います。年金証書、戸籍謄本などが必要です。手続きに行く前に必要書類を確認しましょう。



使 い 方 ~その6~ 借入について 10 ページ

- * クレジットカードもまとめて書いておくと、万一盗難や紛失などの時に素早く連絡ができます。亡くなった後の解約などの手続きにも。

ヒント! ~故人の所得税の申告~

- * 亡くなった人に一定の収入があった時は、死亡時から4カ月以内に遺族が所得税の確定申告をしなければなりません。住民税は1月1日に生存していた場合にかかるので、翌年には請求されません。

- * 借金をしていたり、他人の借金の保証人になっていた場合は、その義務も相続人が引き継ぐこととなります。

プラスの財産より、マイナスの財産が多い時は、家庭裁判所に行き、「相続放棄」の手続きをとることができます。ただし、亡くなって3カ月を経過後、または遺産の一部でも使ってしまった後は、放棄できません。後で借金の方が多いとわかって、遺族が借金を返済する義務を負うこととなります。

借金があることや保証人になっていることも、必ず記載しておきましょう。

- * 相続放棄すると、それまで相続人でなかった人が新たに相続人になる場合があります。相続放棄をするときは事前に次の相続人にも伝えて、その方たちに影響が及ばないようにすることも大切です。



使 い 方 ~その7~ 不動産について 11 ページ

- * マイホームはもちろん、相続で引き継いだ土地、建物、資産運用のために貸している土地、建物も書きだしておきましょう。

マンションの管理費や、修繕積立、駐車場賃貸料などもまとめて一緒に保存しておくのもいいでしょう。

賃貸の場合は、家賃や地代などを記載しておきましょう。



使 い 方 ~その8~ その他の財産について

- * 預貯金や、保険、不動産以外で価値のあるものや、大切にしているもののリストを別にまとめておくのもいいでしょう。
大切なものにまつわる思い出やエピソードを書くのもいいと思います。
また、それらを誰に譲りたいかも一緒に書いておくと、残された人たちにとって、有効な資料になるでしょう。



使 い 方 ~その9~ わたしの希望について 12ページ

~延命治療とは?~

- * 医学の進歩により、人の終末期を医療の力を借りて、コントロールできるようになりました。それが延命治療です。
代表的なものとして、心臓マッサージ、人工呼吸器の装着、点滴による水分補給、胃や鼻腔からチューブによる栄養補給などがあります。
延命治療を受けたくないという考えの方もいらっしゃるでしょう。その意思を実現するためには、それなりの事前準備が必要です。医師から家族の代表に治療についての説明をされたときに、意思が伝わるように日頃から家族や医師に自分の意思をしっかりと伝えておく必要があります。さらに、書面に書いておくと、親族などとのトラブルを避ける役目を持つでしょう。
延命治療を受けたくないと宣言する書面は「尊厳死宣言書」などと呼ばれ、その作り方として、公証役場で「尊厳死公正証書」を作成する、行政書士等の専門家と相談して作成する、自分で作成し、家族の署名捺印をもらっておくという形などがあります。

わたしの希望 12ページ

- * ここでは、3つからの選択の形にしましたが、もう少し丁寧に伝えたいという方は、思いを文章で表現してください。また、痴呆になった時に望む事など、それぞれが一番伝えたい事を記すのが最良と思います。

~献体について~

- * 自分の死後に遺体を大学または(財)日本篤志献体協会に献体の登録をしておき、死後にその意思に従って遺族が献体を実行します。

*** 献体の問い合わせ先：(財)日本篤志献体協会 03-3345-8498**

大学の献体団体：白菊会、東寿会、白梅会など

～臓器提供～

*** 臓器提供についての問い合わせ先**

(社)日本臓器移植ネットワーク 0120-78-1069

(財)日本アイバンク協会 03-3293-6616

～戒名とお布施～

*** 葬式は俗名で済ませる事も出来るので、戒名はなくても大丈夫ですが、寺院墓地に埋葬するなら、その宗派の戒名が必要です。**

菩提寺があるなら、元気なうちに葬式や戒名の事を率直にたずねておくのも「備え」のうちかもしれません。

～お墓～

*** 障害の子どもしかいない場合、親が亡くなってしまうと関係者はどう弔うべきかと苦勞される話を聞く事があります。**

お墓を用意されている方は、場所や宗教、宗派などを記しておきましょう。

葬儀についてのご自分の希望も家族に伝えておくのもいいでしょう。

～最後に～

*** このノートの一番最後のページは家族や親しい人へのメッセージを書くスペースがあります。障害のあるご本人へ、託すごきょうだいへ、友人へ、関係者へと記す相手は様々でしょう。**

その時々あなたの思いを書いてみるのはいかがでしょうか？

また、すべての項目がいますぐには必要ではないと思いますが、

いつの日か年齢を重ねていく毎にこのノートの項目が埋まり、

思いが伝わるツールとなるようにと願います。